

商工会だより



発行：高山西商工会

インボイス制度の登録申請書の受付が開始されました

令和5年10月から適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)が導入されます。インボイスを発行できる「適格請求書発行事業者」となるためには登録申請が必要であり、登録申請の受付が令和3年10月に開始されました。制度について詳しく知りたい方は、国税庁によるオンライン説明会(過去の説明会動画も公開されています)にご参加ください。

高山西商工会では令和3年12月にインボイス制度に関する説明会を開催する予定です。詳細が決まり次第、ご案内しますのでその際は是非ご参加ください。

【インボイス制度ってなに?】

- 売手である登録事業者は、買手である取引相手(課税事業者)から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません(また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります)。
- 買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手(売手)である登録事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要となります。

【インボイスってなに?】

売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

請求書		△△商事株式会社 登録番号 T012345...	
11月分	131,200円	××年11月30日	
日付	品名	金額	
11/1	魚 *	5,000円	
11/1	豚肉 *	10,000円	
11/2	タオルセット	2,000円	
...		...	
合計	120,000円	消費税	11,200円
8%対象	40,000円	消費税	3,200円
10%対象	80,000円	消費税	8,000円

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み)及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称



《国税庁HP》



《特集サイト》



《説明会申込》



《説明会動画》

働き方改革セミナー第2弾「パワハラ対策～企業が取り組むべきポイントについて～」のご案内

昨年6月より大企業が先行して対象となる改正労働施策総合推進法(通称「パワハラ防止法」)が施行され、パワハラ防止に関するルールが明確化されました。来年4月からは中小企業でもパワハラ防止対策を講じることが義務化され、職場での対策は待たなしです。本セミナーでは、具体的なパワハラの事例や企業がとるべき対策などを学ぶことができます。

【開催日時】 11月19日(金) 13:30~15:30

【開催場所】 高山市役所2階 201・202会議室

【講師】 ぎふ働き方改革推進支援センター 牟田 昂平氏

【申込方法】 高山市ホームページよりお申し込みください。申込期限は11月18日(木)です。

《申込⇒》



「ECセミナー(無料・オンライン)11月開催分」のご案内

全国商工会連合会では、商工会会員を対象にECサイト(ネットショップ)開設に関するオンラインセミナーを開催しています。ECサイト開設を検討している方、ECサイトでの集客・売上を高めたい方等にお勧めのセミナーです。全7コースを聴講いただくと、ネットショップの基本的な考え方から、集客方法、商品の見せ方などについての基本を習得することができます。

【11月開催分】(興味のあるコースだけの受講も可。開催時間は各日とも15:00~16:30)

11月 4日(木)・・・ECセミナー基礎編「売れるようになるECサイト運営の基礎的考え方」

11月10日(水)・・・ECセミナー集客編「誰を対象に集客するかが一番大事、効率的な集客とは？」

11月11日(木)・・・カラーミーショップ活用セミナー「ECを活用した販路拡大支援セミナー」

11月16日(火)・・・ワークショップ「カラーミーショップネットショップ作成

月額固定費無料のフリープランを使って90分でネットショップ開設！」

11月17日(水)・・・SNSセミナー基礎編「SNSは売るためだけでなく既にいるファンのために使う」

11月22日(月)・・・ECセミナー啓発編

「自分の作ったものをECで着実に売る方法。構想、立ち上げ、オープン3ヶ月目に思う事」

11月24日(水)・・・LINE公式アカウント活用セミナー「ユーザー数8,800万人！LINEを活用したECサイトの集客手法」

【申込方法】 右のQRコードからお申し込みいただくか、商工会までご連絡ください。



《詳細》

一之宮本所

〒509-3505

高山市一之宮町3575-1

TEL:0577-53-3112

FAX:0577-53-3129

清見支所

〒506-0102

高山市清見町三日町165

TEL:0577-68-3366

FAX:0577-68-2570

荘川支所

〒501-5413

高山市荘川町新淵446

TEL:05769-2-1019

FAX:05769-2-2559



高山西商工会
ホームページ



高山西商工会
ラインアカウント

WEBセミナー

ログインID: 2033

パスワード: 2033

(当会HPよりアクセス)

国民生活金融公庫

マル経融資利率

1.21%

(令和3年11月1日時点)

「月次支援金（9・10月分）」（国）のご案内

- 【給付要件】 ①緊急事態措置等に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けている
②2021年の月間売上が、2019年又は2020年の同月比で50%以上減少している
※地方公共団体から休業・時短営業の要請に伴う「協力金」を受給した事業者は対象外
- 【給付額】 法人…上限20万円/月 個人事業者等…上限10万円/月
- 【申請期間】 9月分…10月1日～11月30日、10月分…11月1日～2022年1月7日
- 【問合せ先】 0120-211-240（8:30～19:00土日・祝日含む全日対応）



《詳細》

「岐阜県売上減少事業者等支援金（8・9月分）」のご案内

- 【対象者】 県内に本店又は主たる事務所を有する中小法人・個人事業者等であって、次のいずれかに該当するもの
①要請により休業・時短営業を実施している飲食店と直接・間接かつ反復継続した取引がある事業者
②不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けた事業者
- 【給付要件】 2021年8月・9月の月ごとの売上が、2019年又は2020年の同月比で30%以上50%未満減少している
＜不給付要件＞ ◆国の月次支援金の給付対象となっている月
◆県の感染症拡大防止協力金(第7弾)の支給対象となっている方 等
- 【給付額】 2019年又は2020年の基準月の売上-2021年の対象月の売上
中小法人等…上限10万円/月 個人事業者等…上限5万円/月
(※酒類販売事業者のみ、中小法人等20万円/月、個人事業者等10万円/月に引き上げ)
- 【申請期間】 2021年10月8日(金)～11月30日(火) 郵送のみ(締切日当日消印有効)
- 【問合せ先】「岐阜県売上減少事業者等支援金」相談窓口(コールセンター) 電話:058-272-8310



《詳細》

岐阜県商工労働部LINE公式アカウント「岐阜県 新型コロナ事業者支援」のご案内

岐阜県商工労働部LINE公式アカウント「岐阜県 新型コロナ事業者支援」では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者の皆さまに対する支援策や、各種事業、協力金・支援金等の申請受付の開始・終了を発信していますのでご活用ください。



《登録⇒》

アフターコロナに向けた前向きな取組等に対する主な補助金制度について

「小規模事業者持続化補助金<一般型>」←当商工会でも多くの会員様にご活用頂いています！

販路開拓の取組(店舗改装、広告掲載、機械設備導入等)等の経費の一部を補助

【補助上限額】原則50万円(補助率2/3) 【申請期限】2022年2月4日(金)

「小規模事業者持続化補助金<低感染リスク型ビジネス枠>」

感染拡大防止のための対人接触機会の減少と事業継続を両立させるためのポストコロナを踏まえた新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入費等の一部を補助

【補助上限額】100万円(補助率3/4) 【申請期限】11月10日(水)、2022年1月12日(水)、3月9日(水)

「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」

今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更(働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入等)等に対応するため、中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等の一部を補助

【補助金額】一般型:100万円～1,000万円(補助率1/2～2/3) 【申請期限】11月11日(木)

「事業再構築補助金」

ポストコロナ・ウィズコロナ時代に対応するための企業の思い切った事業再構築に係る経費の一部を補助

【補助金額】従業員数に応じて100万円～8,000万円(補助率1/2～3/4) 【申請期限】12月21日(火)

「IT導入補助金」

業務の効率化やデータを活用した顧客獲得など生産性向上に繋がるITツールの導入費等の一部を補助

【補助金額】30万～450万円(補助率1/2～2/3) 【申請期限】11月17日(水)

中小企業経営者のみなさまへ

国が準備した
セーフティネット

安心の材料を
ご提供します。

※詳しくは、ホームページまたは
パンフレットをご覧ください
共済相談室 TEL.050-5541-7171
【受付時間】平日9:00～17:00

小規模企業共済制度

●制度の特長

1 経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

他にもこんな特徴があります。

2 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

●契約者貸付けの利用が可能
契約者(一定の資格者)の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

3 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

●共済金の受給権は差押禁止
共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

経営セーフティ共済

●中小企業倒産防止共済制度の特長

1 掛金の10倍の範囲内で最高8,000万円まで貸付け

「回収困難となった売掛金債権等の額」と「掛金総額の10倍に相当する額(最高8,000万円)」のいずれか少ない額となります。償還期間は共済金の貸付金額に応じて5年～7年(据置期間6か月を含む)で毎月均等償還です。

2 貸付条件は無担保・無保証人

共済金の貸付けは、「無担保・無保証人」「無利子」です。ただし、共済金の貸付けを受けますと貸付額の10分の1に相当する額が積み立てた掛金総額から控除されます。

3 掛金は税法上損金(法人)または必要経費(個人事業)に

掛金月額額は、5千円～20万円の範囲内(5千円単位)で自由に選べます。

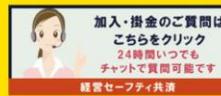
チャットボット

なら
24時間・365日
お問い合わせに
お答えします

加入資格・手続きについてのご質問を
チャットでご回答いたします。
詳しくは右記のQRコード又はホーム
ページからご確認ください。



小規模共済 検索



経営セーフティ共済 検索

